



くらしと住まい

まちづくり

移住・定住の相談窓口

問合せ 市民協働企画総務課 おかやまぐらし推進室 ☎086-803-1335

市では、移住・定住に関する相談を受け付けています。

区づくり推進事業

問合せ 市民協働企画総務課 市民活動支援室 ☎086-803-1560
各区役所総務・地域振興課(→P42~49参照)

地域の特色を生かした区民の主体的な地域活性化イベントや、課題解決のための活動を支援する補助制度です。

「身近な交流部門」「広域交流部門」は各区役所総務・地域振興課へ、「地域活動部門」は市民協働企画総務課内のESD・市民協働推進センターへご相談ください。

美化推進重点区域・路上喫煙制限区域

問合せ 環境事業課 ☎086-803-1321

市では、JR岡山駅、表町周辺エリアを、重点的に清掃活動などを行う「美化推進重点区域」と、路上喫煙を禁止する「路上喫煙制限区域」に指定しています。

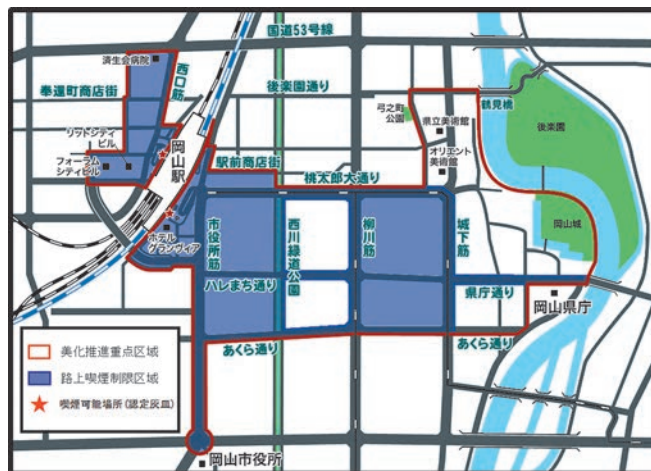
◆美化推進重点区域

市内全域でポイ捨てを禁止していますが、中でも特に重点的に啓発活動や美化活動などを行い、市民の皆さんと美化を推進する区域です。

◆路上喫煙制限区域

区域内の公共の場所(道路、公園など)では、認められた灰皿(認定灰皿)がある場所以外は喫煙できません。

※それぞれの区域内で啓発活動、美化活動などに一定期間取り組んでも改善が見られない場合は、「特別区域」に移行することがあり、「特別区域」に移行した場合、区域内でポイ捨て、路上喫煙をすると1,000円の過料に処される場合があります。



Check!

自主的な環境保全活動を支援します 環境パートナーシップ事業

地域で自発的に環境を保全・創造する活動を行う市民や団体を「エコボランティア」と位置付け、それらの活動を支援し、活躍できる場を用意します。

〈アダプト・プログラム部門〉

- 対象活動** ▶道路、河川、公園などの清掃、美化、除草などの活動
▶身近な生きものの生息地の保全活動など

補助内容 活動内容に応じて資材を貸与

〈地球市民部門〉

- 対象活動** 環境学習活動、希少な野生生物の生息環境の保全活動など

補助内容 ホームページなどでの活動紹介や情報交換の機会を提供、環境学習資材の貸与

問合せ 環境保全課 ☎086-803-1284

→次ページへ続く



くらしと住まい

コミュニティサイクル「ももちやり」

問合せ 岡山市コミュニティサイクル運営本部 ☎0120-921-151

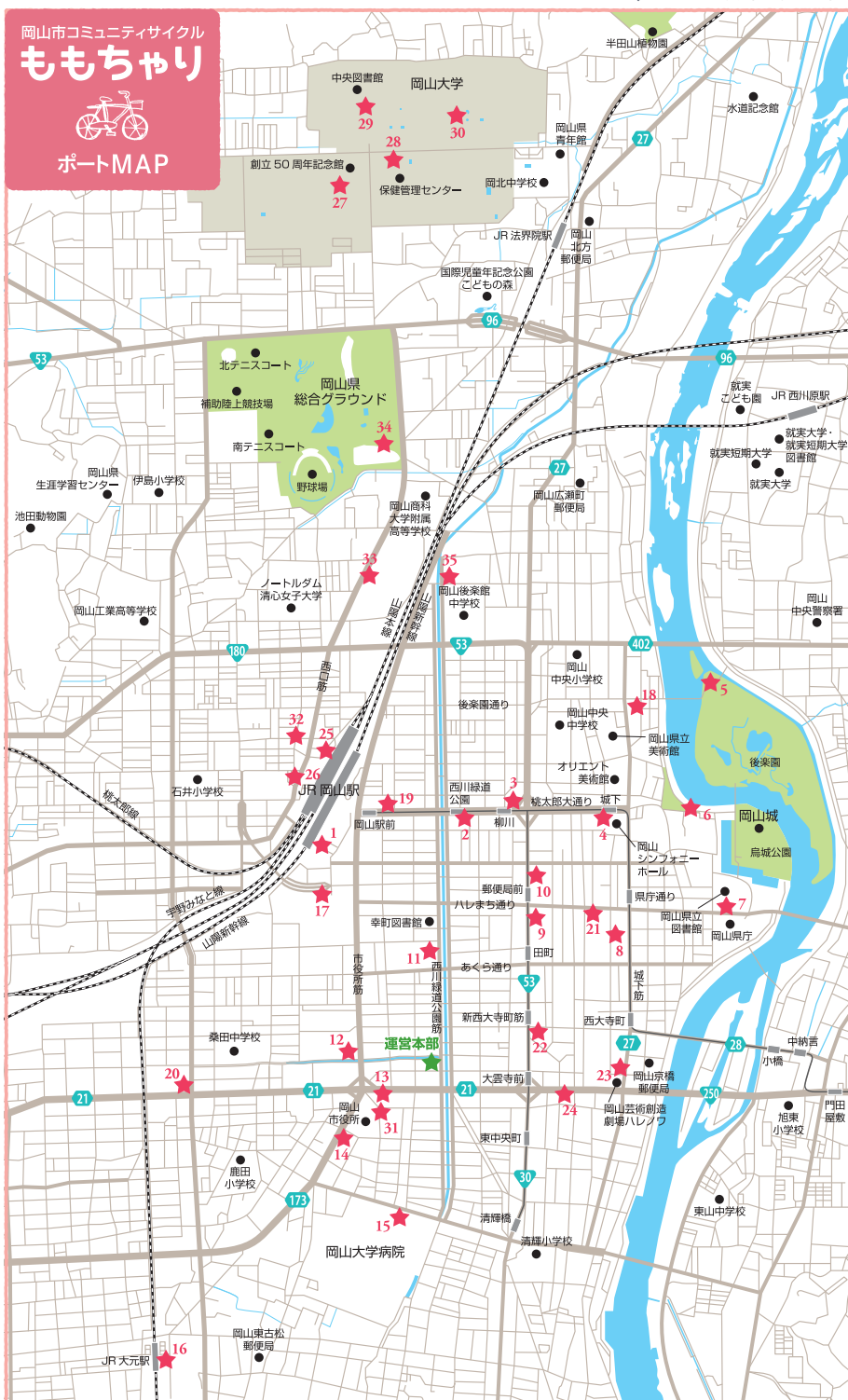
コミュニティサイクルとは、駐輪機器・路上端末機・自転車などを搭載した複数のサイクルポートを配置し、どのサイクルポートでも自由に貸出・返却ができる自転車の共同利用システムです。

料金プラン	基本料金
1回利用	100円
60分くりかえし利用	200円
回数券(7回分)	500円
1カ月利用	1,500円
6カ月利用	7,000円

- ▶ いずれの料金プランにおいても1回の利用が60分を超えた場合は、追加料金が発生。
- ▶ 追加料金は30分ごとに100円が加算
- ▶ 1回の利用で24時間以内に返却した場合の追加料金の上限額は1,000円、更に超えた場合は1日ごとに追加料金1,000円

お問い合わせ

交通政策課 自転車政策係 ☎086-803-1375



サイクルポート一覧

1.	岡山駅東口
2.	西川緑道公園
3.	柳川交差点
4.	岡山シンフォニーホール
5.	後楽園前
6.	石山公園
7.	県立図書館前
8.	表町二丁目自転車等駐車場
9.	岡山中央郵便局前
10.	NTTコミュニケーションズ
11.	西川アイプラザ前
12.	下石井二丁目
13.	岡山市役所
14.	保健福祉会館
15.	岡山大学病院
16.	大元駅
17.	イオンモール岡山
18.	出石町
19.	岡山駅前
20.	岡山商工会議所
21.	天満屋岡山店
22.	新西大寺町
23.	岡山芸術創造劇場ハレノワ
24.	天瀬
25.	岡山駅西口 A
26.	岡山駅西口 B
27.	岡山大学創立50周年記念館
28.	岡山大学 西門
29.	岡山大学 図書館前
30.	岡山大学 東門
31.	大供一丁目
32.	西口パーキング前
33.	岡山済生会ライフケアセンター
34.	岡山県総合グラウンド
35.	きらめきプラザ
★	運営本部

市営駐輪場、放置自転車等の撤去など

問合せ 各区役所地域整備課(➡P42～49参照)

◆主な市営駐輪場

駐輪場名	所在地・電話番号	収容台数	利用時間	利 用 料
岡山駅東口地下自転車等駐輪場	北区駅元町505 ☎086-801-0884	3,290台	5時～24時50分	一時利用料金は自転車150円、原付および自動二輪車(125ccまで)210円(2時間以内無料)。定期券あり(学生割引あり)
岡山駅西口地下自転車等駐輪場	北区駅元町 ☎086-252-4225	2,350台	5時～24時50分	一時利用料金は自転車150円(2時間以内無料)。定期券あり(学生割引あり)
駅元町北自転車等駐輪場	北区駅元町31-18 ☎086-254-4700	799台	5時～24時50分	一時利用料金は自転車およびシニアカー150円(2時間以内無料)。定期券あり(学生割引あり)
大元駅前自転車等駐輪場	北区大元駅前180-2 ☎086-241-0181	441台	5時20分～24時40分	一時利用料金は自転車100円、原付および自動二輪車(排気量無制限)210円。定期券あり(学生割引あり)
北長瀬駅南口自転車等駐輪場	北区北長瀬表町二丁目88-251 ☎086-245-6260	1,275台	5時10分～24時20分	
高島駅前自転車等駐輪場	中区清水二丁目594-3 ☎086-275-2190	830台	5時10分～24時10分	
東岡山駅前自転車等駐輪場	中区土田112-26 ☎086-279-3598	744台	5時10分～24時	
妹尾駅前自転車等駐輪場	南区東畦145-29 ☎086-282-5334	1,500台	5時20分～24時35分	一時利用料金は自転車100円、原付および自動二輪車(排気量無制限)200円。定期券あり(学生割引あり)
西大寺駅前自転車等駐輪場	東区西大寺上二丁目831-8 ☎086-944-1807	726台	5時10分～24時	一時利用料金は自転車100円、原付および自動二輪車(排気量無制限)210円。定期券あり(学生割引あり)
大多羅駅前自転車等駐輪場	東区大多羅町430-1 ☎086-942-0421	822台	5時10分～24時	一時利用料金は自転車100円、原付および自動二輪車(125ccまで)200円。定期券あり(学生割引あり)
備前一宮駅前自転車等駐輪場	北区一宮556-5 ☎086-284-8896	442台	5時15分～24時5分	一時利用料金は自転車100円、原付および自動二輪車(125ccまで)210円。定期券あり(学生割引あり)
高島駅第2・第3自転車等駐輪場	中区清水二丁目345-1 ☎086-270-0551	434台	5時10分～24時10分	一時利用料金は自転車100円、原付210円。定期券あり(学生割引あり) ※第2は定期利用のみ
庭瀬駅第1自転車等駐輪場	北区平野319-3 ☎086-293-3736	348台	5時15分～24時30分	一時利用料金は自転車130円、原付および自動二輪車(125ccまで)280円。
庭瀬駅第2・第3自転車等駐輪場	北区平野・庭瀬 ☎086-293-3736	220台	24時間	定期(学生専用)利用のみ。
万富駅前自転車等駐輪場	東区瀬戸町万富 ☎086-227-9271	56台	24時間	一時利用料金は自転車100円、原付および自動二輪車(排気量無制限)200円。
城下地下自転車等駐輪場	北区表町一丁目城下地下1 ☎086-225-7110	10台	7時30分～23時	一時利用料金は原付および自動二輪車(排気量無制限)210円。 ※自転車は利用不可
天神町自転車等駐輪場	北区天神町3-5 ☎086-225-7110	18台	7時30分～22時	一時利用料金は自転車100円、原付および自動二輪車(排気量無制限)210円。定期券あり(学生割引あり)

◆放置自転車等の撤去

放置禁止区域内は3時間以上の放置、その他の場所は7日間以上の放置を対象に随時撤去します。

◆放置自転車等を引き取るときは

住所、氏名を証明するもの、自転車などの防犯登録番号などが分かるものを保管場所に持参してください。撤去・保管料として、自転車1,570円、原動機付自転車3,140円が必要です。

◆撤去された自転車等の保管場所

保管場所名	電話番号
駅元町自転車等保管場所	☎086-256-9030

※撤去された場所や日時など、詳しくは保管場所へお問い合わせください。西大寺駅・大多羅駅・東岡山駅・高島駅・大元駅・北長瀬駅・妹尾駅・庭瀬駅周辺で撤去したものは各駐輪場に保管します。土木農林分室および各支所管内で撤去したものは土木農林分室および各支所に保管します。

主な市営駐車場

駐車場名	所在地・電話番号	所 管 課	休 業 日	利用時間	利 用 料
天神町駐車場	北区天神町3-5 ☎086-225-7110	北区役所地域整備課 ☎086-803-1685	年中無休	7時30分～22時	所在地の電話番号 へお問い合わせください
駅元町北駐車場	北区駅元町31-109 ☎086-225-7110			0時～24時	
駅南駐車場	北区下石井一丁目32-2 ☎086-221-9809			0時～24時	
城下地下駐車場	北区表町一丁目城下地下1 ☎086-225-7110			7時30分～23時	
岡山駅前西口広場 駐車場	北区駅元町293-8 ☎086-225-7110			0時～24時	
北長瀬駅前広場 駐車場	北区北長瀬表町二丁目1020 ☎086-225-7110			0時～24時	
金川駅前広場 駐車場	北区御津金川344-6 ☎086-225-7110	御津支所産業建設課 ☎086-724-1114		0時～24時	
福渡駅前駐車場	北区建部町福渡498-13 ☎086-225-7110	建部支所産業建設課 ☎086-722-1113		0時～24時	
東岡山駅前広場 駐車場	中区土田112-28 ☎086-225-7110	中区役所地域整備課 ☎086-901-1633		0時～24時	
西大寺駅前駐車場	東区西大寺上二丁目818-7 ☎086-225-7110	東区役所地域整備課 ☎086-944-5048		0時～24時	
西大寺駅前広場 駐車場	東区西大寺上二丁目841-3 ☎086-225-7110			0時～24時	
瀬戸駅前駐車場	東区瀬戸町下578-21 ☎086-225-7110	瀬戸支所産業建設課 ☎086-952-1115		0時～24時	
万富駅前駐車場	東区瀬戸町万富597-18 ☎086-225-7110			0時～24時	
妹尾駅前駐車場	南区東畦145-35 ☎086-225-7110	南区役所地域整備課 ☎086-902-3527		0時～24時	

パーク・アンド・バスライド

問合せ 交通政策課 ☎086-803-1376

郊外の専用駐車場にマイカーを置き、そこからバスに乗り換えて通勤・通学することで、交通渋滞や排気ガスによる沿道環境の悪化などの緩和を目的としています。現在は、市内南部および西大寺方面、赤磐市に専用駐車場を確保しています。

よくある質問

Q 緊急性はないけど、家族を病院に連れて行く手段がないのですが…

A 患者等搬送事業者や介護タクシーなどをご利用ください。また、救急課ホームページでも岡山市消防局認定の事業者を紹介していますので、参考にしてください。

・患者等搬送事業者認定一覧リンク



高齢者・障害者の運賃割引

問合せ 交通政策課 ☎086-803-1376 FAX 086-234-0435

路線バス・路面電車を割引専用ICカード「ハレカハーフ」で利用すれば運賃が半額になります。



対 象 ①65歳以上の岡山市民
②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証、障害福祉サービス受給者証をお持ちの岡山市民

条 件 路線バス・路面電車をハレカハーフで利用した場合、かつ乗車または降車いずれかが岡山市内の場所（障害者の方は市外で利用した場合も半額）

申 込 ①交通政策課宛に交付申込書を郵送
②岡山市電子申請サービスから申し込み
③各区役所（総務・地域振興課）に申込書を提出

屋外広告物の規制

問合せ 都市計画課 ☎086-803-1373

都市景観や自然景観を守り、倒壊・落下などによる危害を防止するため、広告板などの屋外広告物を設置する際には原則許可が必要です。

- ▶ 設置場所や広告物の種類に応じて、表示面積、高さ、個数、色彩、表示方法などの制限があります。
- ▶ 後樂園、岡山空港、文化財などの周辺には、屋外広告物を原則表示できません。
- ▶ 街路樹、道路標識などには、屋外広告物を設置したりポスターなどを張ったりすることはできません。

景観に関する届出

問合せ 都市計画課 ☎086-803-1373

各地域の優れた景観形成を先導するため、一定規模を超える建築、開発などを行うときは、届け出が必要です。

建築面積が500㎡を超えるものまたは高さが13mを超えるものなど。ただし、景観形成重点地区については別途届出基準を設けています。

(上記について建物位置、配置、形態、意匠、色彩、壁面の位置、緑化などの制限があります)

公園の維持管理

問合せ 各区役所地域整備課(→P42~49参照)
各支所産業建設課(→P42~49参照)

公園や緑地、遊園地などの使用(占有)届や境界確定、公園遊園地等愛護委員会の届け出、せん定、害虫駆除、修繕などについては、各区役所地域整備課、各支所産業建設課へ。

農地に関する申請・届出

問合せ 第一、第二農業委員会事務局
☎086-803-1562・1564

農地を売買・賃借、転用するとき、相続したときは手続きが必要です。必ず事前に相談してください。

農業振興地域制度

問合せ 農林水産課 ☎086-803-1343

市内では、市街化調整区域のほとんどが農業振興地域に指定されています。この地域で特に「農用地区域」に定められている土地は、原則として農地以外への転用はできません。農業以外の土地利用をするには除外申し出などの手続きが必要です。必ず事前に相談してください。

地区計画に関する届出

問合せ 都市計画課 ☎086-803-1372

地区計画とは、地域に住む市民が主体となって、地域の特性を活かしたきめ細やかなルールを定め、地域にふさわしいまちづくりを推進するものです。

地区内で建築等をする際は、工事着手の30日前までに、その内容を明記した届け出の提出が必要となります。

農地の利用集積の促進

問合せ 第一、第二農業委員会事務局 ☎086-803-1562・1564
各区役所農林水産振興課(→P42~49参照)
農林水産課 ☎086-803-1343

兼業や高齢のため耕作できない農地を、もっと規模を拡大したいと考えている農家へ貸し付け、農地を有効に活用し経営の安定した農家を支援します。

有害鳥獣の農作物被害対策など

問合せ 各区役所農林水産振興課(→P42~49参照)
各支所産業建設課(→P42~49参照)

イノシシなど有害鳥獣の農作物被害対策や住宅地での被害防止、狩猟事務などを行っています。

土地利用・建築計画の制限

問合せ 都市計画課 ☎086-803-1372

旧御津町および建部町の町域を除いて、都市計画区域内の土地は、市街化を図るべき市街化区域と、市街化を抑制すべき市街化調整区域とに区別されています。市街化調整区域には、農家の住宅などを除き、原則建物は建てられません。

市街化区域では、10種類の用途地域が定められており、それぞれの地域ごとに建物の用途、建ぺい率、容積率、高さなどの制限があります。

土地利用に関する許可など

問合せ 開発指導課 ☎086-803-1451・1452

◆開発許可

建築物の建築または特定工作物の建設を行うために、以下の規模の土地を造成するときは、開発許可を受ける必要があります。

市街化区域 1,000㎡以上

市街化調整区域 全て

御津・建部地区 10,000㎡以上

◆建築許可

市街化調整区域内では、建てられる建築物は制限されており、土地の造成など開発行為を伴わない場合でも、建築物を建てる際に建築許可が必要となる場合があります。

→次ページへ続く

◆宅地造成及び特定盛土等規制法の制限

土地造成に伴うがけ崩れや土砂の流出による被害を防ぐために、市内に「宅地造成等工事規制区域」と「特定盛土等規制区域」が定められています。この区域内で一定の盛土、切土や土石の堆積を行う場合に届け出または許可が必要になります。

立地適正化計画に関する届出

問合せ 都市計画課 ☎086-803-1372

立地適正化計画では、居住誘導区域や都市機能誘導区域、誘導施設を定めており、以下の行為を行う場合には、行為着手の30日前までに届け出が必要です。

- ①居住誘導区域外での一定規模以上の住宅の開発・建築等
- ②都市機能誘導区域外での誘導施設の開発・建築等
- ③都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止

土地の取引

◆国土利用計画法の届出

問合せ 事業政策課 ☎086-803-1042

以下の規模の土地を取引する場合は、契約日を含め2週間以内に市へ届け出が必要です。

市街化区域 2,000㎡以上

市街化調整区域 5,000㎡以上

御津・建部地区 10,000㎡以上

◆公有地拡大推進法の届出

問合せ 都市計画課 ☎086-803-1372

以下の規模の土地を取引する場合は、契約の3週間前までに市へ届け出が必要です。

都市計画施設（道路等）区域内 200㎡以上

市街化区域 5,000㎡以上

住宅・建築物

耐震補助制度

問合せ 建築指導課 ☎086-803-1445

◆耐震診断補助制度・耐震診断補強計画補助制度

(1)木造住宅耐震診断:

対象建築物 次の要件を全て満たすもの

- ①昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅
- ②構造が在来軸組工法等の木造であるもの
- ③地上階数が2階以下のもの

耐震診断の内容

県の登録を受けた木造住宅耐震診断員による現地調査および耐震評価

補助金額

床面積200㎡以下…80,000円/件(自己負担額 10,000円/件)
床面積200㎡超え…自己負担額100㎡増ごとに2,000円を加算

※耐震診断補強計画も内容は同じ

(2)戸建て住宅耐震診断: (1)以外の戸建て住宅すべてが対象

(3)建築物耐震診断: (1) (2)以外の建築物が対象

※(2) (3)についての詳細はお問い合わせください。

◆耐震改修等補助制度

前述の耐震診断(補強計画を含む)を行ったもので、条件を満たす木造住宅の「耐震改修」「部分改修」「耐震シェルター設置」「防災ベッド設置」に要する費用の一部を補助する制度です。活用にあたり、補助金を直接業者に支払うことで工事費の負担を軽減する代理受領も可能です。

◆ブロック塀等撤去補助制度

市が指定する通学路等に面している民間所有の危険なブロック塀などの撤去費用の一部を補助しています。

補助率・補助金額

補助率: 2/3 補助上限額: 15万円

詳しくはお問い合わせください。

建物の新築・増改築建築確認申請

問合せ 建築指導課 ☎086-803-1446

建物の新築、増改築、大規模な修繕、模様替え、用途変更などを行う場合は、建築基準法などによるさまざまな制限があり、着工前に建築確認を、また完工時には完了検査を受ける必要があります。

よくある質問

Q 会社で人を雇い入れるのに、なにか補助制度はありますか？

A 職業安定所(ハローワーク)を通じて高齢者や障害者などの就労困難者を雇い入れたりする場合などに助成制度があります。
詳しくはハローワーク岡山(☎086-241-3222)またはハローワーク西大寺(☎086-942-3212)までお問い合わせください。

住居表示の届出

問合せ 区政推進課 ☎086-803-1032

住居表示区域内では、住所を表す場合、土地の地番ではなく、住居番号(○番○号)を使って表示します。表示区域内で新築や建て替えをする場合は、住居番号新設の届け出をしてください。また、街角の街区表示板が脱落、損傷しているときは連絡してください。

移住者向け中古住宅購入またはリフォーム補助

問合せ 市民協働企画総務課 おかやまぐらし推進室
☎086-803-1335

県外から岡山市に移住をする人を対象に、中古住宅の購入またはリフォームにかかる費用の一部を補助します。

※詳細はお問い合わせください。

補助金額 ※併用不可

▶購入・リフォームとも上限20万円

市営住宅への入居

問合せ 岡山市営住宅管理センター(指定管理者) ☎086-206-5560

市営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で供給する住宅です。また、中堅所得者層を対象とした特定公共賃貸住宅(南区)もあります。入居資格や募集状況など、詳しくはお問い合わせください。

入居の申し込みおよび入居後の各種手続きなどは各区役所内の市営住宅担当窓口でも受け付けます。

空き家に対する取り組み

問合せ 空家対策推進室(建築指導課内) ☎086-803-1410

◆空き家に対する助成

空き家に対して、診断・リフォーム・除却・家財処分の費用を一部助成しています。

◆空き家情報バンク

空き家に関する情報を岡山市に登録いただくことで、空き家の利用希望者に情報提供を行っています。

※全ての空き家が助成や情報バンクの対象となるわけではありませんので、詳細な内容については、お問い合わせください。

太陽光発電設備等への補助制度

問合せ ゼロカーボン推進課 ☎086-803-1282

住宅への太陽光発電設備等の設置に係る費用の一部を、予算の範囲内で補助しています。対象となる機器や金額等については、市ホームページに掲載しています。

道路

市の管理する道路の破損など

問合せ 各区役所地域整備課(▶P42~49参照)
北区役所土木農林分室(▶P42・43参照)
各支所産業建設課(▶P42~49参照)

市道、県道、一部の国道(国道250号・429号・484号)に次のような破損などを発見したときは連絡してください。現地を確認し、緊急度に応じて対応します。

- ▶道路に穴(陥没)が開いている
- ▶道路に段差・はがれ・ひび割れがある
- ▶道路の側溝ぶたやグレーチングが壊れている
- ▶道路に設置しているカーブミラーや誘導標識が見えにくい、または壊れている
- ▶道路に落下物が落ちている
- ▶道路の排水などが悪く水たまりができる

農業用水路・農道の維持補修など

問合せ 各区役所農林水産振興課(▶P42~49参照)
北区役所土木農林分室(▶P42・43参照)
各支所産業建設課(▶P42~49参照)

農業用水路・農道などの維持補修、改良工事、使用許可、用途廃止、用排水運営などについては、お問い合わせください。

道路の占用・工事・境界

問合せ 各区役所地域整備課(▶P42~49参照)
北区役所土木農林分室(▶P42・43参照)
各支所産業建設課(▶P42~49参照)

市道・県道・一部の国道(国道250号・429号・484号)を占用するとき、または工事を行うとき、市道などと私有地の境界を確定したいときはそれぞれ申請が必要です。

市道の認定

問合せ 各区役所地域整備課(▶P42~49参照)
北区役所土木農林分室(▶P42・43参照)
各支所産業建設課(▶P42~49参照)

私道を市道にするには、公共性が高く、現に一般交通の用に供されているなど、いくつかの条件があります。詳しくはお問い合わせください。



私道の整備

問合せ 各区役所地域整備課(→P42~49参照)
北区役所土木農林分室(→P42・43参照)
各支所産業建設課(→P42~49参照)

生活道路のうち私道を自主的に整備する場合には、市が工事費の一部を補助する制度があります。詳しくはお問い合わせください。

町内会への防犯灯設置費用の補助制度

問合せ 各区役所総務・地域振興課(→P42~49参照)
各支所産業建設課(→P42~49参照)

補助率・金額

【新設補助】(電柱添架) 30,000円/灯を上限
(専用柱) 110,000円/灯を上限
【取替補助】(電柱添架) 20,000円/灯を上限

町内会への防犯カメラ設置費用の補助制度

問合せ 各区役所総務・地域振興課(→P42~49参照)

補助率・金額

【新規補助】 300,000円/台を上限
【更新補助】 200,000円/台を上限

生活資金の貸し付けなど

生活保護制度

問合せ 各福祉事務所(→P42~49参照)

病気や失業などで生活費や医療費などに困っている人には、生活保護制度があります。

生活資金などの貸し付け

問合せ 市社会福祉協議会 ☎086-225-4051

生活資金に困っている低所得世帯(市内に6カ月以上居住)へ資金の貸付相談をしています(連帯保証人必要)。

勤労者への生活資金の融資

問合せ 中国労働金庫岡山支店 ☎086-252-6111

市内に1年以上居住している勤労者を対象に、生活資金を融資しています(審査あり)。

- ①生活維持資金(育児・介護休業中の生活資金を含む。
自家用車購入を除く)融資限度額100万円
- ②生活応援資金(教育・住宅関連・自家用車の購入)融資
限度額150万円

岡山市寄り添いサポートセンター

他の専門機関と連携した支援で生活の安定を目指します。

フリーダイヤル ☎0800-200-8730

電子メール yorisoi8730@mx36.tiki.ne.jp

場所 KSB会館4階(北区大供三丁目1-18)

相談日 月～金曜8時30分～17時
(祝日・年末年始を除く)

対象 市内在住の人(生活保護受給者を除く)

※相談無料、秘密厳守

※平日の相談が難しい場合、事前に予約すると土日などに相談できます。電話またはメールでお問い合わせください。

岡山市成年後見センター

問合せ ☎086-225-4066

ご本人やご家族、福祉・医療関係機関から、成年後見制度に関するご相談に応じます。また、家庭裁判所への申し立て手続きなどの支援を行います。

場所 保健福祉会館9階

相談時間 月～金曜(祝日・年末年始除く)
8時30分～17時15分

※相談無料、秘密厳守

よくある質問

Q 中小企業の経営者ですが、従業員の福利厚生のための勤労者互助会はありますか？

A 市内の中小企業勤労者のための総合的な福利厚生事業を実施する「一般財団法人岡山市勤労者サポートプラザ(ときめきプラザ)」があります。詳しくは、ときめきプラザ(☎086-223-6364)までお問い合わせください。

食にかかわる衛生

問合せ 保健所衛生課 ☎086-803-1257

食中毒など、食に関わる衛生については、保健所衛生課へお問い合わせください。

葬儀・死亡

死亡届、埋火葬の許可

→P57・59をご覧ください。

斎場

	受付時間	休 場 日
東山斎場 中区門田本町二丁目4-1 ☎086-272-0154	9時30分～16時 (犬・猫は午前中 に東山斎場または は星空の郷)	友引の日 12月30日 1月1日～3日
星空の郷(岡山北斎場) 北区富吉2707-8 ☎086-294-7600		
瀬戸内市営火葬場 瀬戸内市邑久町立坂1 ☎0869-24-8858		

改葬

岡山市内にある墓地などから、遺骨を移動(改葬)するときは、事前に許可が必要です。

市営墓地

問合せ 生活安全課 ☎086-803-1277

市営墓地を借りている人は、次のとき許可が必要です。

- ▶使用者を変更するときや、住所を変更するとき
- ▶墓地に墓標、墓石、延石、戒名板などを設置するとき

犬・猫の火葬

→P59をご覧ください。

衛生害虫について

衛生害虫の相談

問合せ 保健所衛生課 ☎086-803-1258

屋内で発生する害虫などの相談を行っています。
※なお、個人で害虫駆除を業者に依頼する場合は、電話帳の「消毒業」に掲載されている業者または(一社)岡山県ペストコントロール協会(☎086-206-6464)に駆除にかかる費用や方法などについてお問い合わせください。

ペットの飼育など

問合せ 保健所衛生課 ☎086-803-1259

犬・猫の譲渡講習会

不幸な犬・猫の救済と、適正な飼養管理を普及啓発するために行っています。

飼い犬の登録と狂犬病予防注射

生後91日以上の子犬には、生涯1回の登録(鑑札交付手数料3,000円)と、毎年1回の狂犬病予防注射と注射済票(手数料550円)の交付が必要です。

飼えなくなった犬・猫について

やむを得ず犬・猫を飼えなくなった時は、新しい飼い主を探すなどあらゆる努力をしてください。努力したにもかかわらず、飼養できない場合には、電話でご相談ください。

動物取扱業の登録

業として動物の販売、保管、貸し出し、訓練、展示などを行う場合は、登録が必要です。

よくある質問

Q 犬の狂犬病予防集合注射は、いつ、どこで受ければよいですか。

A 狂犬病予防注射は毎年4月～6月の間に受けてください。
犬の健康管理や事故防止のため、動物病院での接種をお願いします。
岡山市ホームページ>くらし・手続き>ペット・動物>狂犬病予防注射について に登録・注射済票交付を受けることのできる動物病院一覧を掲載していますので、ご覧ください。

よくある質問

Q 飼い犬の犬鑑札(登録を証明する金属のプレート)または狂犬病予防注射済票(注射したことを証明する金属のプレート)を紛失してしまったのですが再発行できますか?

A 保健所衛生課の窓口で再交付の手続きをしてください。犬鑑札は1,600円、狂犬病予防注射済票は340円の手数料がかかります。

